

令和2年4月22日

組合員・利用者の皆さまへ

大阪泉州農業協同組合
代表理事組合長 楠畑 孝博

不祥事件等のご報告について②

当組合の業務運営にあたりましては、日頃より多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、信用を第一とする金融機関といたしまして、度重なる不祥事件を発生させ、お客さまをはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配を、お掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

さて、当組合は本年2月に経済事業の不祥事についてご報告申し上げますが、昨年7月に共済事業に関する不祥事が発覚し、事実関係及び発生原因の分析について当組合から独立した委員のみで構成された委員会による調査を実施するため、外部有識者3名(弁護士、司法書士、公認会計士)による第三者委員会を立上げ調査を進めてきたところでございます。

この度、第三者委員会から受領した調査報告書では、不祥事件が発生した原因や再発防止策等についても触れられておりますので、共済事業に関する不祥事件の概要等とともに、調査報告書の内容につきましても、以下のとおり併せてご報告申し上げます。

なお、この第三者委員会の調査対象は、共済事業に関する不祥事件のみ(上記の経済事業の不祥事は含まないもの)となっておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

(1) 当事者 常勤監事(平成15年6月当時支店長)

※令和元年11月13日の臨時総代会で退任しております。

(2) 事件の概要

平成15年6月に当事者(当時支店長)は、支店にてご契約者さまの配偶者に面談・契約内容の説明を行い、ご契約者さまには面談および契約内容の説明は行わず、配偶者の代筆により養老生命共済から終身共済への転換契約を締結したものです。満期共済金支払時にご契約者さまが、渉外担当者に問い合わせたことがきっかけで、この無面談契約が発覚いたしました。その後、令和元年7月に当事者(当時常勤監事)は、当組合の了解を得ずに独断でご契約者さまに和解金を支払ったものです。

2. ご契約者さまへの対応等

上記のご契約者さまへの対応につきましては、面談及び契約内容の説明が行われていなかった点について深くお詫び申し上げ、ご理解を賜りました。また、過去に当事者や他の

全職員の無面談契約に関する事案について調査した結果、類似の事案がないことを確認しております。

3. 関係機関への届け出

本件については、監督官庁に届け出いたしました。

4. 第三者委員会の調査結果内容

(1) 不祥事件の発生原因について

不祥事件（当組合の了解を得ずに当事者が独断で和解金を支払ったこと）が発生した原因として、当事者が一人で契約者の対応を行い、当事者の対応の経緯について当事者から報告を受ける等、チェックする人物がいなかったと指摘を受けています。

(2) 内部統制やコンプライアンス並びにガバナンス上の問題点について

内部統制やコンプライアンス並びにガバナンス上の問題点として、コンプライアンス体制、苦情等体制は整っているものの、本件無面談契約の発覚後に関連規程類に沿った対応が行われなかったと指摘されています。

また、相互監視、相互共有の意識が低く、信用事業、共済事業、経済事業等、顧客との金銭的なやり取りの多いJAにおいて不祥事件を引き起こし、JAへの信用を著しく低下させるという点で大きな問題点であるとの指摘を併せて受けています。

さらに、監事という役職についての当事者自身の自覚の薄さ、周りの無理解についても指摘を受けています。

(3) 再発防止策について

再発防止策については、事実確認や発生原因に照らし、総論的には（i）各部署・支店内での情報共有、（ii）人事評価制度の見直し、（iii）抜本的な組織風土の改革 による再発防止に組織として取り組む必要があるとされ、詳細な具体策として以下の3項目の再発防止策に関して組合長以下、全役職員が強い危機意識をもって取り組むべきであるとの提言を受けています。

①各部署内での情報・課題等の共有

②人事評価（考課）制度の再構築

③組織風土を見直すための組織改革の実施

なお、当組合におきましては、かかる提言を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定するとともに、速やかに実施して参ります。

(4) 総括として

調査を進めていく中で、当事者、常勤役員及び職員の本件不祥事件に対する認識の甘さを痛感せざるを得なかったとされ、また、役員の見解に対して職員が反論や異論を主張せず、疑問を感じても質問し難い等、組織として相当風通しが悪いのであろうという印象を受けたとの指摘を受けています。さらに、今後においても、今回の不祥事等を踏まえて形式的な組織体制にのみ改善を施したところで、その効果を期待する事は難しいともされており、今後はより良い組織体制構築の一環として組織風土改革に詳しい外部の専門家を採用する等の改革を行い、是非とも地域社会により一層質の高いサービスを提供して頂きたいとの進言を併せて受けています。

5. 関係者等の処分等について

前述する不祥事件を発生させ、かかる事態を招きお客さまやお取引先、並びにそのほか多数の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを重大に受け止め、当事者を含む関係者等については厳正に処分等を実施いたします。

6. 今後の対応

法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に全力で取り組むとともに、透明性の高い業務運営に努め、二度とこのような不祥事件が発生することの無いよう、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一丸となって再発防止に取り組み、内部管理体制の強化と信頼回復に努めてまいります。

7. 本件に対するお問合せ先

受付窓口 : 大阪泉州農業協同組合 総務部リスク統括課
電話番号 : 072-468-0600
ファックス : 072-468-0914
Eメール : sensyu@mnt.jaosk.jp
受付時間 : 午前9時から午後5時まで（土日祝日は除きます）

以上